

渇水時における応急措置について

移動式ポンプによる配水などの応急措置にあたっては、その作業日当、ポンプのリース代、燃料代、機械運搬費について、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金を活用することが可能です。

●多面的機能支払交付金

支援対象

【農地維持】異常気象後の見回りや応急措置

農地や農地周りの水路等の見回りの結果、**農用地に障害が生じるような状況である場合**に、必要に応じて応急措置（移動式ポンプによる配水等）を行うことができます。

ただし、多面的機能支払交付金は、**営農に必要な、恒常的に掛かる農業水利施設の運転経費に充てることはできません。**

支援対象

【資源向上（共同）】資源循環

地域において農業用水を有効活用するために、農業用水を反復して循環的な利用を行うことや、新たに排水の再利用が可能となるポンプを設置し、計画に基づいた通水を行うことができます。

ただし、**多面的機能支払交付金の活動計画にこの活動項目が位置付けられている必要があります**ので、実施する場合は、活動計画の変更等が必要ないか、市町村の担当課へ確認いただく必要があります。

留意点

- ・活動の実施にあたっては、**組織内の合意を得ておくことが重要**です。
- ・対象となる農用地は活動計画に位置付けられた認定農用地に限ります。
- ・応急措置を実施した場合でも、活動要件を全て満たす必要があります。

●中山間地域等直接支払交付金

本交付金においても、協定参加者の話合いと合意により、渇水時における応急措置が可能です。ただし、用途は予め協定に定めておく必要がありますので、活用にあたっては市町村へご確認ください。

問い合わせ先

- 県 庁 農林水産部農山漁村振興課 0852-22-5396、5119
- 各市町村 多面的機能支払制度担当課
中山間地域等直接支払制度担当課